

○平群町重度心身障害老人等医療費助成要綱

(昭和 58 年 7 月 1 日要綱第 1 号)

改正 平成 13 年 8 月 1 日要綱第 12 号 平成 14 年 9 月 30 日要綱第 18 号

平成 17 年 6 月 27 日要綱第 30 号 平成 20 年 3 月 21 日要綱第 5 号(題名改正)

平成 23 年 6 月 10 日要綱第 16 号 平成 27 年 12 月 18 日要綱第 27 号

(趣旨)

第 1 条 重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又はひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)その他の法令の規定により負担した一部負担金のうち、次に掲げる額を控除した額に相当する額を助成する。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給される場合は、その額に相当する額

(助成の要件)

第 2 条 一部負担金の助成は、平群町に住所を有する高齢者医療確保法第 50 条に規定する被保険者(同法第 55 条第 1 項第 2 号に掲げる入所をしたことにより同項及び同条第 2 項の規定を受ける被保険者を含む。)のうち、次に掲げる者に対し行なうものとする。

- (1) 平群町心身障害者医療費助成条例(昭和 48 年 12 月平群町条例第 39 号)第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項に規定する助成要件に該当する者
- (2) 平群町ひとり親家庭等医療費助成条例第 2 条第 1 項の各号(第 3 号を除く。)に規定する助成要件に該当し、かつ、第 4 条に規定する支給制限を受けない者

(助成の申請)

第 3 条 一部負担金の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等医療費助成認定申請書(第 1 号様式)(以下「申請書」という。)に第 2 条の助成の要件に該当することを明らかにする書類及び高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて町長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第4条 町長は、申請書を受理した場合において第2条の助成の要件に該当する者(以下「助成対象者」という。)であると認めるときは、交付の決定を通知するものとする。また、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、重度心身障害老人等医療費助成認定申請却下通知書(第2号様式)を交付するものとする。

2 町長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、交付の決定を通知するものとする。

3 町長は、この要綱の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(助成金の請求)

第5条 助成対象者は、重度心身障害老人等医療費助成交付請求書(第3号様式)(以下「請求書」という。)に領収書その他自己負担金を医療機関で支払ったことが明らかとなるもの(以下「領収書等」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から町長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項の通知があったときは、助成対象者から町長に前項の規定に定める請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第6条 町長は、第5条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(助成の更新申請)

第7条 助成対象者は、毎年6月1日から同月30日までに重度心身障害老人等医療費助成認定(更新)申請書(第4号様式)に第2条の助成の要件に該当することを明らかにする書類及び高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて町長に申請しなければならない。

2 第4条の規定は、更新申請があった場合において準用する。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 この要綱による助成金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段によってこの要綱による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第10条 町長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出)

第12条 助成対象者は、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる書類を町長に届け出なければならない。

(1) 助成対象者が住所又は氏名を変更したとき。住所・氏名変更届（第5号様式）

(2) 第2条の規定に基づく平群町心身障害者医療費助成条例第2条第3号に該当しなくなったとき又は第2条の規定に基づく平群町ひとり親家庭等医療費助成条例第4条に規定する者に所得の変更が生じたとき。所得状況変更届（第6号様式）

(3) 第2条の規定に基づく平群町心身障害者医療費助成条例第2条第2号又は平群町ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する者に該当しなくなったとき。資格喪失届（第7号様式）

(4) 助成対象者が死亡したとき。死亡届（第8号様式）

(受給者台帳の整備)

第13条 町長は、助成対象者について重度心身障害老人等医療費受給者台帳（第9号様式）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 58 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 8 月 1 日要綱第 12 号)

- 1 この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている申請書の用紙については、改正後の要綱の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日要綱第 18 号)

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 27 日要綱第 30 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の平群町重度心身障害老人等一部負担金助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日要綱第 5 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 10 日要綱第 16 号)

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 18 日要綱第 27 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略

[別紙参照]